

水戸管理事務所管内
はく落対策工事発注用図面作成業務

交 付 図 書 正 誤 表

東日本高速道路株式会社関東支社

水戸管理事務所

業務名) 水戸管理事務所管内 はく落対策工事発注用図面作成業務

正誤表

対象	特記仕様書 P.11 2-6 「設計打合せ」のうち、打合せ回数および表の記載誤り																				
誤	<p>に従って施工方法を立案し、はく落対策工および補修の施工に必要な仮設備計画および進入路計画、軌跡図（別途作成）により一般車両の交通確保を考慮した施工計画および概略工程の検討を行うものとする。本項の検討結果により工事発注に必要となる図面の作成および数量算出は、本特記仕様書2-4「工事発注用図面作成」にて行うものとする。</p> <p>施工計画検討の検測数量は、検討を行った構造物数（箇所）とする。</p> <p>(1) 対象構造物</p> <p>施工計画検討の対象構造物は、以下の通りとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>数量</th> <th>対象構造物名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施工計画検討</td> <td>15箇所</td> <td>本特記仕様書1-1-4「主な履行内容」の対象構造物名に記載の全構造物</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2-6 設計打合せ</p> <p>打合せ回数は、業務内容確認検査及び完了検査を含め5回とする。監督員が打合せ回数の追加を指示した場合や、業務の追加、変更に伴い打合せを追加する必要が生じる場合の取扱いは監督員と受注者とで協議の上、決定するものとする。</p> <p>打合せ場所は、下表の場所で行うものとする。ただし、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者はこれに従わなければならない。</p> <p>また、Webカメラ及びWeb会議システム等を活用して打合せを実施する場合の取扱いは監督員と受注者とで協議の上、決定するものとする。</p> <p>設計打合せの検測数量は、一式（式）とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>打合せ場所</th> <th>回数</th> <th>住所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本高速道路株式会社 関東支社水戸管理事務所</td> <td>3回</td> <td>茨城県水戸市加倉井町</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路株式会社 関東支社</td> <td>2回</td> <td>埼玉県さいたま市大宮区桜木町</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2-7 交通費・日当・宿泊費</p> <p>交通費・日当・宿泊費には、現地踏査および設計打合せに必要な交通費・日当・宿泊費を含むものとする。なお、業務に大幅な変更が生じた場合、交通費・日当・宿泊費の増減に伴う費用についても、別途監督員と協議するものとする。</p> <p>また、Web会議システム等を活用して打合せを実施する場合の交通費・日当・宿泊費についての取扱いは監督員と受注者とで協議の上、決定するものとする。</p> <p>2-8 成果品</p> <p>本業務の成果品提出部数は共通仕様書1-4 6-5「標準提出部数」によらず下表のとおり</p> <p>11</p>	項目	数量	対象構造物名	備考	施工計画検討	15箇所	本特記仕様書1-1-4「主な履行内容」の対象構造物名に記載の全構造物		打合せ場所	回数	住所	備考	東日本高速道路株式会社 関東支社水戸管理事務所	3回	茨城県水戸市加倉井町		東日本高速道路株式会社 関東支社	2回	埼玉県さいたま市大宮区桜木町	
項目	数量	対象構造物名	備考																		
施工計画検討	15箇所	本特記仕様書1-1-4「主な履行内容」の対象構造物名に記載の全構造物																			
打合せ場所	回数	住所	備考																		
東日本高速道路株式会社 関東支社水戸管理事務所	3回	茨城県水戸市加倉井町																			
東日本高速道路株式会社 関東支社	2回	埼玉県さいたま市大宮区桜木町																			
正	<p>に従って施工方法を立案し、はく落対策工および補修の施工に必要な仮設備計画および進入路計画、軌跡図（別途作成）により一般車両の交通確保を考慮した施工計画および概略工程の検討を行うものとする。本項の検討結果により工事発注に必要となる図面の作成および数量算出は、本特記仕様書2-4「工事発注用図面作成」にて行うものとする。</p> <p>施工計画検討の検測数量は、検討を行った構造物数（箇所）とする。</p> <p>(1) 対象構造物</p> <p>施工計画検討の対象構造物は、以下の通りとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>数量</th> <th>対象構造物名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施工計画検討</td> <td>15箇所</td> <td>本特記仕様書1-1-4「主な履行内容」の対象構造物名に記載の全構造物</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2-6 設計打合せ</p> <p>打合せ回数は、業務内容確認検査、一部完了検査及び完了検査を含め7回とする。監督員が打合せ回数の追加を指示した場合や、業務の追加、変更に伴い打合せを追加する必要が生じる場合の取扱いは監督員と受注者とで協議の上、決定するものとする。</p> <p>打合せ場所は、下表の場所で行うものとする。ただし、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者はこれに従わなければならない。</p> <p>また、Webカメラ及びWeb会議システム等を活用して打合せを実施する場合の取扱いは監督員と受注者とで協議の上、決定するものとする。</p> <p>設計打合せの検測数量は、一式（式）とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>打合せ場所</th> <th>回数</th> <th>住所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本高速道路株式会社 関東支社水戸管理事務所</td> <td>5回</td> <td>茨城県水戸市加倉井町</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路株式会社 関東支社</td> <td>2回</td> <td>埼玉県さいたま市大宮区桜木町</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2-7 交通費・日当・宿泊費</p> <p>交通費・日当・宿泊費には、現地踏査および設計打合せに必要な交通費・日当・宿泊費を含むものとする。なお、業務に大幅な変更が生じた場合、交通費・日当・宿泊費の増減に伴う費用についても、別途監督員と協議するものとする。</p> <p>また、Web会議システム等を活用して打合せを実施する場合の交通費・日当・宿泊費についての取扱いは監督員と受注者とで協議の上、決定するものとする。</p> <p>11</p>	項目	数量	対象構造物名	備考	施工計画検討	15箇所	本特記仕様書1-1-4「主な履行内容」の対象構造物名に記載の全構造物		打合せ場所	回数	住所	備考	東日本高速道路株式会社 関東支社水戸管理事務所	5回	茨城県水戸市加倉井町		東日本高速道路株式会社 関東支社	2回	埼玉県さいたま市大宮区桜木町	
項目	数量	対象構造物名	備考																		
施工計画検討	15箇所	本特記仕様書1-1-4「主な履行内容」の対象構造物名に記載の全構造物																			
打合せ場所	回数	住所	備考																		
東日本高速道路株式会社 関東支社水戸管理事務所	5回	茨城県水戸市加倉井町																			
東日本高速道路株式会社 関東支社	2回	埼玉県さいたま市大宮区桜木町																			
備考																					